

[異常時通報連絡の公表文（様式 1 - 2）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常について
（令和 6 年 7 月分）

R 6 . 8 . 13

原子力安全対策推進監

電話番号 089-912-2352

- 1 令和 6 年 7 月に、安全協定に基づき四国電力株式会社から県へ通報連絡があった異常は次のとおりですので、お知らせします。

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
C	総合排水処理装置の砂ろ過器空気排出弁からの水漏れ （3号機）	6.7.9	<p>伊方発電所 3 号機は通常運転中のところ、総合排水処理装置建屋の地下階に広範囲にわたり水がたまっていることを作業員が確認した。</p> <p>また、保守員が現場を確認し、たまっていた水は総合排水処理装置建屋及びその周辺の区画に留まっており、継続的な漏えいはなく、発電所外への流出がないことを確認した。</p> <p>たまっていた水（約 30 m³と推定）は、すべて排水ポンプにて沈殿池へ移送した。</p> <p>調査の結果、総合排水処理装置の砂ろ過器の空気を排出する弁から沈殿池の水が漏えいしたことを確認した。</p> <p>その後、漏えいがあった総合排水処理装置の砂ろ過器の空気を排出する弁を取り替え、総合排水処理装置を運転し、当該弁からの漏えいがないことを確認したことから、通常状態に復旧した。</p> <p>今後、詳細を調査する。</p> <p>本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。</p>	外	×	今回公表
C	火災感知器の誤作動 （共用）	6.7.11	<p>伊方発電所 1、2 号機は廃止措置中、3 号機は通常運転中のところ、構内の No. 4 保守事務所横車庫に設置する火災感知器が作動し、中央制御室に火災を示す信号が発信したことから、消防署へ連絡した。</p> <p>当直員が現場確認を行い、炎や発煙等がないことを確認した。</p> <p>その後、火災発生を示す信号が発信したエリアの火災感知器（3 個）を取り替え、火災発生を示す信号の再発信がないことから、火災感知器の誤作動と判断し、通常状態に復旧した。</p> <p>また、消防署が現場にて火災ではないことを確認した。</p> <p>本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。</p>	外	×	今回公表

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
B	資材保管庫におけるコンセントの焦げ跡 (3号機)	6.7.26	伊方発電所3号機発電課資材保管庫にあるコンセントが焦げていることを運転員が確認した。炎や発煙等がないことを確認した。 なお、当該コンセントの電源スイッチは「切」としている。 また、消防署へ連絡し、消防署が現場にて火災ではないことを確認した。 懐中電灯充電箱のコンセント充電部に工具が接触したため、焦げ跡ができたものと推定し、工具については、撤去した。 本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。	内	×	公表済
C	作業員の負傷 (3号機)	6.7.26	伊方発電所3号機の循環水管点検作業において、作業員1名が負傷した。 ・負傷の程度：左手首を負傷 ・意識の有無：有 ・計画外被ばくの有無：無 ・汚染の有無：無 ・作業の状況： 3号機循環水管点検作業中において、左手首を負傷した。 このため、当該作業員は協力会社社有車にて病院に搬送することとした。 その後、当該作業員は、病院で診察及び処置を受け、「裂傷 左橈側手根屈筋腱損傷・前腕部」と診断された。 なお、当該作業員は翌27日に入社している。	外	×	今回公表
C	火災感知器の誤作動 (3号機)	6.7.31	伊方発電所3号機は定期検査中のところ、伊方発電所3号機特重建屋において火災の発生を示す信号が発信したことから、消防署へ連絡した。 当直員が現地確認を行い、炎や発煙等がないことを確認した。 その後、火災の発生を示す信号が発信した火災感知器の取替えを行い、火災発生を示す信号の再発信がないことから、当該火災感知器の誤作動と判断し、通常状態に復旧した。 また、消防署が現場にて火災ではないことを確認した。 本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。	外	×	今回公表

※令和6年4月17日に発生した「伊方発電所 雑固体焼却設備の排ガスブローの不具合」（4月18日公表済）については、7月1日に復旧した旨、連絡がありました。（7月1日公表済）

2 外部への放射能漏れや周辺環境放射線への影響はありませんでした。